

放射線治療品質管理士制度

放射線治療の品質管理に関する委員会

はじめに

近年、多くの国立・公立・私立病院にて発生した放射線治療における過剰照射や過少照射による医療事故は、がん罹患率の上昇とともに需要の増加しつつある放射線治療の潜在的危険性を改めて認識させるとともに、更なる放射線治療の安全管理体制確立の必要性が問われる結果となった。

そのため、放射線治療関連学会および団体（日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会、日本医学物理学会、日本放射線技術学会、日本放射線技師会）では、医療事故防止対策についての検討を、各学会・団体から任命された委員で構成された「放射線治療の品質管理に関する委員会」に付託することとし、各学会・団体が合同で検討することを確認しあった。平成16年5月から10月の間に開催された6回の委員会を通して、放射線治療の医療事故の根本的原因の究明と、それに対する対策に関して、各委員により鋭意検討が行われた。その結果、「放射線治療における医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けての提言」にむけて、今回中間報告をまとめ、また、その具体的な対策の一つとして**放射線治療品質管理士制度**を創設することとした。

この中間報告の作成と制度の創設をもって、「放射線治療の品質管理に関する委員会」の役割は一応終了したため、10月10日付けでこれを発展的に解消し、「放射線治療品質管理機構」を新たに創設することとした。以下は放射線治療品質管理士制度の規約および細則である。

放射線治療品質管理士制度規約

第1条 定義

放射線治療品質管理士とは細則の「放射線治療品質管理士の資格」のうちA.申請資格の条項を満たし、「放射線治療品質管理機構」が定めた講習の履修と更新などの手続きを終え、放射線治療品質管理機構が適格と認定した者である。

第2条 任務

放射線治療品質管理士は、放射線治療の品質管理に関わる作業を自ら責任を持って行うとともに、品質管理の観点からの病院全体の業務の監督、連絡・指示の伝達周知、管理部門への改善措置の提案等を行うとともに、それぞれの現場での自主的な品質改善活動（狭い意味での「品質管理」だけでなく、「放射線治療の質」自体の向上を目

的とした幅広い活動)を行う。

その業務内容の主なものは

放射線治療装置のQAプログラムの立案と実行

放射線治療計画装置のQAプログラムの立案と実行

治療計画システムに入力するデータ作成と指示と、すべてのコンピュータ線量測定計画のチェック

実行するべきテスト、許容度とテスト頻度を含む治療計画の施設QAプログラムの決定

QAプログラムにより判明する矛盾や問題を理解して適切に対応する。

治療装置・治療計画装置のQAプログラムの様々な側面で他の放射線治療品質管理に携わる者と協力

機器導入に当たって放射線治療装置、計画装置の品質管理面からのプログラムの策定

機器故障後の修理終了後の品質管理の立案と実行

などである。

第3条 改正

放射線治療品質管理士制度規約の改正は「放射線治療品質管理機構」が行う。

第4条 実施

この制度は、平成16年10月 日より施行する。

放射線治療品質管理士制度細則

第1条 資格

A. 資格申請

以下の1.と2.を満たしている者に申請資格を与える。

1. 放射線治療の実務経験2年以上の者*で、治療品質管理に1年以上従事した者

2. 下記のいずれかの資格を持つ者

(1)日本医学放射線学会の「医学物理士」

(2)放射線治療専門技師認定機構(仮称)の「放射線治療専門技師(仮称)」

(但し、平成16年度は日本放射線腫瘍学会の「認定治療技師」、日本放射線

技師会の「放射線治療技能検定2級」以上（照射、計画、線量測定技能検定すべて）の者、または日本放射線技術学会の「放射線治療専門技師」とする。）

* 理工系出身者にあつては、以下の施設において治療関連の業務に2年以上従事していることとする。（なお、この規定は暫定的なものであり、3年後に見直すこととする。）

放射線医学総合研究所、癌研究会癌研究所、国立がんセンター、公立がんセンター、兵庫県立粒子線医療センター、大学（付属）病院放射線科・放射線腫瘍科、その他委員会が認めた施設

B. 資格授与

「放射線治療品質管理機構」により資格を授与する。「放射線治療品質管理機構」では放射線治療品質管理士の資格申請受理後、資格審査を行う。資格審査により申請資格を満たすと判定された者に対して、所定の講習と試験を行った上、適格者に資格の授与を行う。（但し平成16年度は、試験は行わず講習のみとする）

C. 資格申請書類

1. 放射線治療品質管理士申請書
2. 略歴、個人票
3. 診療放射線技師など医療従事者にあつては、資格を証明する免許証のコピー。理工系出身者にあつては治療関連の業務に2年以上従事したことを証明する書類（施設長の証明が必要）
4. 「医学物理士」、ないしは「放射線治療専門技師（仮称）」の証明書（但し、平成16年度は、「放射線治療専門技師（仮称）」に代えて、日本放射線腫瘍学会の「認定治療技師」、日本放射線技師会の「放射線治療技能検定2級」以上（照射、計画、線量測定技能検定）、日本放射線技術学会の「放射線治療専門技師」のうちいずれかの証明書とする。）
5. 治療品質管理に1年以上従事したことを証明する書類（施設長の証明が必要）
6. 資格認定講習会・試験申込書（但し平成16年度は、試験申込書は不要）
7. 資格認定講習会・試験受験手数料、申請手数料の払い込み票（但し平成16年度は、試験受験手数料は不要）

なお、資格認定講習会・試験受験手数料、申請手数料は別に定める。（資格審査の結果、申請資格を満たさないと判定された者に対しては、申請手数料を除いて返却する）

D. 資格更新

放射線治療品質管理士の資格の有効期間は3年とし、以下の実績を添えて更新手続きをしなければ更新できない。

1. 更新までの3年間に治療品質管理に1年以上従事したことを証明する書類（施設長の証明が必要）
2. 年1回の所定の講習を受けたことの証明

E. 資格の喪失

放射線治療品質管理士は以下の事由により資格を喪失する。

1. 放射線治療品質管理士を辞退したとき
2. 放射線治療品質管理士の申請更新を行わなかったとき
3. 放射線治療品質管理士の更新が認められなかったとき
4. その他、放射線治療品質管理士として適格性を欠くと「放射線治療の品質管理に関する委員会」が認めたとき

第2条 改正

放射線治療品質管理士制度細則の改正は「放射線治療品質管理機構」が行う。

第3条 実施

この制度は、平成16年10月 日より施行する。

付録 「放射線治療の品質管理に関する委員会」委員名簿

委員長 早淵 尚文（久留米大学医学部）（社）日本医学放射線学会
委員 池田 恢（国立がんセンター中央病院）（社）日本医学放射線学会
奥村 雅彦（近畿大学医学部附属病院）日本放射線腫瘍学会
金井 達明（放射線医学総合研究所）日本医学物理学会
木村 千明（名古屋掖済会病院）（社）日本放射線技術学会
熊谷 孝三（福岡東医療センター）（社）日本放射線技術学会
白土 博樹（北海道大学病院）日本放射線腫瘍学会
新保 宗史（国立がんセンター東病院）日本医学物理学会
成田 浩人（東京慈恵会医科大学附属病院）（社）日本放射線技師会
平岡 真寛（京都大学大学院医学研究科）（社）日本医学放射線学会
広川 裕（順天堂大学医学部）日本放射線腫瘍学会
保科 正夫（群馬県立医療短期大学）（社）日本放射線技術学会
丸橋 晃（京都大学原子炉実験所）日本医学物理学会

山森和美 (帝京大学医学部附属市原病院)(社) 日本放射線技師会
(委員は五十音順)